

令和 4 年 1 月 17 日
国立大学法人香川大学

国立大学法人香川大学の会計監査人候補者の選定について

国立大学法人における会計監査人は、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 40 条により、文部科学大臣が選任することとされておりますが、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、会計監査人候補者名簿を文部科学大臣に提出する必要があります。

ついては、令和 4 年度から令和 6 年度の国立大学法人香川大学の会計監査人に就任を希望される監査法人又は公認会計士の方（国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 41 条に定める資格を有する者に限る。）から募集しますので、提案書を下記によりご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 提案書の様式及び記載事項

別紙「国立大学法人香川大会計監査人候補者選定に係る提案書」により作成して下さい。

別紙様式「令和 4 年度国立大学法人香川大会計監査人提案書」.doc

2. 提出期限

令和 4 年 2 月 22 日（火）午後 5 時必着

3. 提出書類

(1) 提案書 12 部

(2) 見積費用明細書 1 部

（令和 4 年度から令和 6 年度の各年度ごとに提出すること）

※別紙様式参照

(3) 貴社のパンフレット 12 部

4. その他

(1) 契約期間及び選定方法

今回の選定は、令和4年度から令和6年度までの複数年にわたる候補者の選定となりますが、毎年度、文部科学大臣の選任を受ける必要がありますので、契約期間は単年度になります。なお、令和4年度から令和6年度までの契約に当たっては、毎年度、候補者から前年度の監査業務に係る実績報告書と次年度の監査企画書を提出していただくことになります。その内容に基づき、本学で評価・検証した上で、適切と認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることになります。

また、選定された者が、行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化、契約の履行状況等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められた場合には、選定の見直しの対象になります。

(2) 監査報酬見積費用の評価

見積費用においては、令和4年度から令和6年度までの3年間の見積額をもって評価します。

なお、令和5年度以降において、監査計画の大幅な見直し等により見積費用に変更が生じる場合は、当該年度の監査企画書にその理由等を詳細に掲載してください。

(3) 候補者の選定方法等

候補者は、今回提出の企画書、同企画書に基づくプレゼンテーション及び監査費用により、総合的に判断して選定します。

(4) 担当予定者による説明（プレゼンテーション）

候補者の選考に当たっては、監査の基本方針、実施体制、提案内容等について、プレゼンテーション(約20分程度)で簡潔に説明いただいた後、本学の会計監査人候補者選定委員会委員と意見交換を行った上で評価を行いますので、プレゼンテーションは、実際に本学を担当する予定になっている方からの説明をお願いいたします。

なお、プレゼンテーションの日程については、3月中旬を予定しており、後日お知らせします。

(5) 会計監査人の任期

契約日から本学における各年度の財務諸表についての文部科学大臣の
準用通則法第38条第1項の承認の時までとします。

(6) 守秘事項の指定

応募者から提出された企画書については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく公開を要する法人文書の対象となりますので、守秘することを要望される事項がある場合は、企画書の提出時に当該事項を指定してください。

(7) 非常勤講師の就任禁止

本学の会計監査人として選任された公認会計士又は監査法人の社員は、
本学の非常勤講師となることができませんのでご注意ください。

(8) 監査責任者について

会計監査人の独立性を確保する観点から、連続する6事業年度において本学の会計監査における会計監査人となった者が、その後2年間、本学の会計監査における監査責任者となることはできませんのでご注意ください。

【提案書等の提出先及び問い合わせ先】

〒760-8521

高松市幸町1番1号

香川大学財務部財務企画グループ

サブリーダー 田村嘉章

電話：087-832-1062

FAX：087-832-1116

E-Mail：zhosa-h@kagawa-u.ac.jp